

「平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について、その要綱を本年1月30日に公表し、3月1日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 上場した以上は株主を締め出すことはすべきではない。会社法が改正されたからといって、取引所が認める必要はなく取引所では禁止すべき制度である。 	<p>※ 現金を対価とする少数株主の締め出し（以下、「キャッシュ・アウト」といいます。）については、利益相反構造や情報の非対称性の問題が存在することから、キャッシュ・アウトを実施するに際しては、一連の手続きが少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当事会社との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことを上場会社に義務付けることとして、少数株主の利益に対して適正な配慮を求めています。（平成26年会社法改正で導入される株式等売渡請求制度を用いたキャッシュ・アウトの場合も同様の取扱いとします。）</p> <p>※ しかしながら、キャッシュ・アウトは、長期的視野に立った柔軟かつ積極的な経営の実現、企業の新陳代謝の活性化等の手段としての機能など、社会的な有用性を有するものとして、会社法上認められている制度であるため、キャッシュ・アウトの全てを取引所がルールによって禁止することは適切ではないと考えます。</p>

提出者： 1＝個人

以 上